

湖南省国民保護計画(素案)

「湖南省国民保護計画(素案)」にかかるパブリックコメント手続きの結果、寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方をお知らせします。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 意見の募集期間 平成18年10月6日～平成18年10月26日

2 意見の件数 4件(1人)  
 内訳 (1)原案を修正するもの …………… 0件  
 (2)原案には反映できないもの …………… 1件  
 (3)既に原案を記載済みのもの …………… 1件  
 (4)その他 …………… 2件

意見・提案など	市の考え方
第2編第1章第5項28ページ) 2 訓練(1)市等における訓練の実施について 「市は最低年1回訓練を実施する」旨を明記すべきである。 「訓練は警察、消防、自衛隊等の参加のもとに」を明記すべきである。	訓練の実施については、国、滋賀県が実施する訓練に参加し、毎年実施されている甲賀広域消防連合夏期大会などの訓練に、警察、消防、自衛隊の参加を得ながら国民保護に関する訓練を取り入れていき、市民のみなさんにも参加いただき、その内容を周知し、意識付けをしていきたいと考えます。
第2編第4章2(34ページ) 「国民保護措置のために必要な物資及び資材の例」 各種マスク、科学物質中和剤、水質浄化剤についても市が常備するべきである。	素案に記述しているとおり、「安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン」等の特殊な薬品については、国が整備することが合理的であると考えます。市としては、国および県の整備の状況等を踏まえ、県と連携して対応します。 また、救助のための資機材は県全体として消防本部で整備します。
第2編第5章(35ページ) 1(3)学校における啓発 「安全教育」とあるが、「交通安全」ではない。 「児童生徒等の年齢に応じた緊急事態への対応について教育啓発を行うとともに手引き書を作成し、保護者にも配布しておく必要があるのではないか。(外国人用も必要である)	学校教育の中に「安全教育」が位置づけられており、「安全教育」の中に「非常避難訓練指導」がありますので、国民保護計画における避難訓練についてもこの中で実施していくものと考えます。
第3編第5章(59ページ) 3 救援の内容 (4)医療活動の実施 生物剤、化学剤による攻撃については、初期の対応がきわめて重要であり、医師、看護師、関係者はその症状について周知しておく必要がある。 ※関連ページ 第3編7章第4項(70ページ) 2 NBC攻撃による災害への対処 (4)汚染原因に応じた対応 地球上より根絶された病原菌といわれているものでも、国の研究機関が保有しているところがある。	生物剤、化学剤による攻撃については、想定される攻撃それぞれに対する被害、症状、対応を保健所、医師会等と連携をとり確認しておく必要があると考えます。